

～新型コロナウイルス感染症により経営が悪化している中小企業の資金繰りを応援します～

# 飛騨市中小企業経営安定資金融資制度

## 目的

新型コロナウイルス感染症の影響により、経営を圧迫されている個人、法人の経営安定を目的に中小企業経営安定資金融資制度を拡充します。

## 対象者条件

融資対象者	次の条件を満たすことが必要です。 <ul style="list-style-type: none"><li>個人 市内に住み、住民登録をしている方</li><li>法人 本社が市内に登録してある事業所</li><li>市内で1年以上継続して事業を営む方</li><li>市税を完納している方</li><li>岐阜県信用保証協会の次のいずれかの保証の承諾を受けることができる方（普通保証・無担保保証・経営安定関連特別保証・経営力強化保証）</li><li>下記のいずれかに該当する方<ol style="list-style-type: none"><li>最近3ヵ月間の売上が前年同期比で5%以上減少</li><li>直近の単年度決算で欠損が生じている</li><li>セーフティネット認定（2号～8号）を受けている</li><li><u>新型コロナウイルスの影響により売上が減少</u></li></ol></li></ul>
資金用途	運 転 資 金 ・ 設 備 資 金
融資限度額	5,000 万 円
融資利率	年 1.3 %
償還期間	運転資金 7 年以内 設備資金 10 年以内 （いずれも据置期間 1 年以内）
連帯保証人	個人 原則不要 会社等 原則代表者のみ
担保	取扱い金融機関の基準により設定
保証料	信用保証協会所定の保証料が必要となります。
取扱い金融機関	十六銀行・富山第一銀行・高山信用金庫・飛騨信用組合・飛騨農業協同組合

## 助成内容

利子補給	融資実行日から3年間、支払った利子の1/2に相当する金額を補給
保証料補給	支払った信用保証料の1/2以内を市が補給（新型コロナウイルス要因に限る）

※旧債務の借換え、繰り上げ償還以後の当該融資については補給額に制限がかかる場合があります。

※借り換えを行った際に保証料の返戻が生じた場合、返戻額に係る補給金を返還する必要があります。

## 申込み方法

融資の申込みに関しては、取扱い金融機関へ相談して下さい。金融機関の融資審査、県信用保証協会での保証審査、市での審査があります。

利子補給の申込みに関しては、例年1月～2月頃ご案内させていただきます。（年度ごとに1月～12月の当該融資利子支払額をお支払します）

【お問い合わせ先 飛騨市商工課】

☎ 0577-62-8901